

【投信調査室コラム】

日本版ISAの道 その15

日本版ISAと日本版401kと日本版IRAの使い分け  
～英国ISAと米国IRA(トラディショナルIRAとロスIRA)の融合～

※国際投信投資顧問 投信調査室がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

日本版ISAと日本版IRA

6月になり、日本版ISA(Individual Savings Account 少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)の早期(事前)申込キャンペーン等が証券会社や銀行で活発化している。こうした活発なマーケティングが2014年における5～600万を超える口座開設及び4～5兆円を超える投資額、そして2020年までの政府目標25兆円の達成をより現実的にしているようでもある(\*数値については、日本版ISAの道 その14及び「日本再生戦略」を参照のこと～後述の[参考ホームページ]にURLがある)。

日増しに注目を集める日本版ISA(NISA/ニーサ)だが、一方で日本版IRA(Individual Retirement Account、個人年金貯蓄優遇税制)があまり注目されなくなっている様にも思われる。2011年度税制改正において日本版ISA導入が2012年から2年延期された際、日本版IRAは日本版ISAと同様に(一部ではそれ以上に)注目されていたのに――。

日本版ISAと日本版401kと日本版IRA

2013年6月10日現在  
国際投信投資顧問株式会社投信調査室作成

項目	日本版ISA (少額投資非課税制度、 愛称「NISA/ニーサ」)	日本版401k (確定拠出年金制度、DC) 個人型年金	日本版IRA (個人年金貯蓄優遇税制)
制度を利用可能な者	20歳以上の居住者等	1.20歳以上60歳未満の自営業者・学生等 2.厚生年金基金・企業型年金等の無い企業の従業員 *大企業従業員や公務員、第3号被保険者配偶者等加入不可が多い	20歳以上65歳未満の居住者等 *職業や所属企業の区別なく、一律に適用
非課税対象	上場株式等・公募株式投信の配当・譲渡益 *拠出時課税(所得控除なし)、運用時非課税、受取時非課税	預金、公社債、投信、株式、信託、保険等 *拠出時非課税(所得控除)、運用時非課税(特別法人税課税1.173%凍結中)、受取時実質非課税(年金控除)	預金も含めた幅広い金融商品 *拠出時課税(所得控除なし)、運用時非課税、受取時非課税
非課税投資額	毎年、新規投資額で100万円を上限(ロールオーバーも可能) *累積非課税投資額上限500万円	1.毎年、81.6万円(毎月、6.8万円)を上限 *国民年金基金の限度額と枠を共有 2.毎年、27.6万円(毎月、2.3万円)を上限	毎年、120万円程度(毎月、10万円程度)を上限 *毎月積立と任意の時期に拠出する方法の両方を採用可
投資可能期間	10年間(2014年～2023年)	10年以上、60歳まで *60歳で10年に満たない場合は、年数に応じて61～65歳まで	5年以上、60歳まで
非課税期間	投資した年から最長5年間	給付時まで(特別法人税課税実施時まで)	給付時まで
途中売却	自由(ただし、売却部分の枠は再利用不可) *未使用分は翌年以降に繰り越すことが不可、分配金再投資は新規投資と見なされる	原則60歳まで途中引き出し不可 *10年未満の場合は年数に応じて61～65歳まで不可、資格喪失から2年以下もしくは通算拠出期間3年以下もしくは50万円以下の場合には脱退一時金として支給	原則60歳まで途中引き出し不可 *未使用分は翌年以降に繰り越すことが可、換金時に5年以内の運用益に遡及課税
損益通算	特定口座等で生じた配当・譲渡益との損益通算は不可	不可	不可
口座開設数	一人一口座	一人一口座	一人複数口座可(合計は上限以内)
導入時期	2014年1月(20%本則税率化にあわせて導入)	2001年10月1日に確定拠出年金(日本版401k)法施行 *個人型は2002年1月から実施	検討中

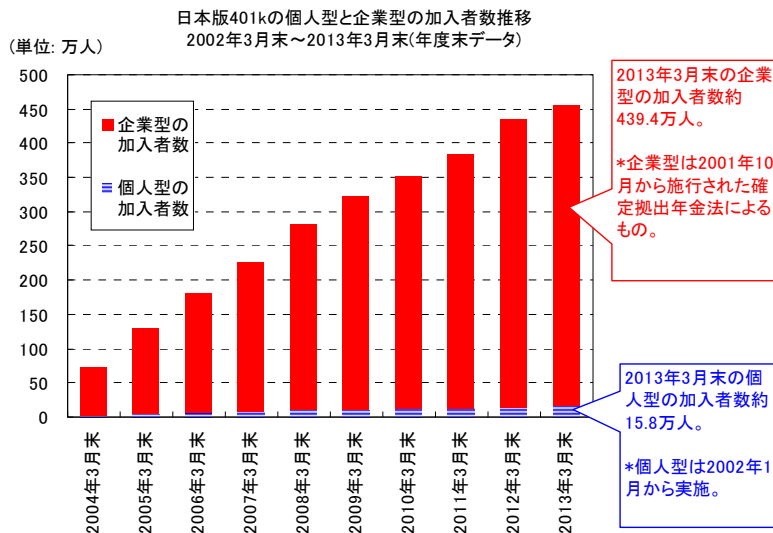
(出所: 日本の金融庁・厚生労働省・国民年金基金連合会より国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

当時、たとえば、2010年8月4日の金融庁の第2回金融税制調査会では「1,500兆円の金融資産を活用するための本格的な貯蓄・投資促進税制として、日本版IRAの導入に向けた検討を開始すべき。…(略)…。401Kの制度拡充については、マッチング拠出が導入されれば、投資家側から資金を拠出できることになり、かなり使い勝手がよくなると考えている。…(略)…。若者が投資できる環境を作るという点については、相続税や贈与税等の優遇措置がなければ、高齢者から若者に資産を移転することは難しいだろう。金融税制の観点からは、少額投資非課税制度(日本版ISA)を当面活用するのがよいのではないか。」という意見が出ていた。この時の意見にあった日本版401K企業型のマッチング拠出(従業員拠出)は2012年1月から可能となり、相続税や贈与税等の優遇措置は「孫への教育資金の贈与を150万円まで非課税にする制度」として2013年4月から実施されている(\*2015年12月までで、相続税は2015年1月から増税となる)。そして「当面活用するのがよい」(上記)との意見もあった日本版ISAが2014年1月から導入だ。

どこか取り残された感じもある日本版IRAだが、引き続き、「少額投資非課税制度(日本版ISA)は3~5年の時限措置で、対象も株式などに限られる。個人の自助努力による老後資金の形成を応援するため、他の金融商品を含めた年金積み立て非課税制度(日本版IRA)に育てていくべきだ。」(2012年12月24日付日本経済新聞朝刊と出ていた中央大学法科大学院教授、森信茂樹氏の意見)などである様に、今後実現される可能性があり、先述の金融税制調査会で言われていた「1,500兆円の金融資産を活用するための本格的な貯蓄・投資促進税制」が「完成」することとなる。それ以前にも、例えば英国のISAでは「住宅資金など途中で使う可能性があるならISA、老後資金は確定拠出という使い分けが多い」(2013年4月10日付日本経済新聞朝刊に出ていた英国の著名FP、イアン・シップウェイ氏の意見)と言われる通り、日本でISAと確定拠出年金(日本版401k及び日本版IRA)の使い分けなどが行われても良い。

## 日本版401kの個人型と企業型

しかしこの日本版IRAの導入を待たずとも、日本には既に確定拠出年金として2002年1月から導入された日本版401k個人型がある。日本版401k個人型は、日本版ISAよりも非課税対象が多く(\*預金、公社債、信託、保険等も含む)、日本版ISAよりも税制が優遇されている(\*所得控除の対象にもなる)。ただ、利用可能な者は、自営業者・学生等、もしくは、厚生年金基金・企業型年金等の無い企業の従業員に限られており、多くの大企業の従業員や公務員、そして第3号被保険者配偶者(主婦等)は加入出来ない。利用可能な者でも転退職で利用出来なくなる可能性もある。また利用可能な者でも自営業者・学生等でなければ年27.6万円の上限となり、年100万円の上限を持つ日本版ISAに比べてかなり見劣りする。こうした事もあり(\*その他、手数料構造等も原因となり)、日本版401k個人型は新規加入者が月1000人~2000人程度で推移し、2013年3月末現在の加入者数は約16万人にとどまっている(厚生労働省より)。一方、日本版401k企業型は、年金債務増減が業績に与える影響を軽減したいという企業型の事情もあり順調に拡大、新規加入者が月15000人前後で推移し、2013年3月末現在の加入者数は約439万人になっている。日本版401k個人型は日本版401k企業型の28分の1の加入者数でしかないのだ。



(出所: 厚生労働省年金局より国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

ここで日本版 IRA の案が出てくる。金融庁の第 2 回金融税制調査会の資料によれば、日本版 IRA は日本版 401k 個人型と違って、拠出時課税(所得控除なし)となり税制優遇こそ少し後退するものの、それでも運用時非課税と受取時非課税はあるので日本版 ISA と同じ税制優遇となる。また、日本版 IRA は日本版 ISA より非課税対象が多く(預金も含めた幅広い金融商品であり)、その上限も年 120 万円程度と日本版 ISA より多い。そして、何より大きいのが日本版 IRA では 20 歳以上 65 歳未満の居住者等が対象で職業や所属企業の区別もなく、一律に適用されることだ。




## 本家米国の IRA は二本立てでありトラディショナル IRA とロス IRA がある

もちろん 2002 年 1 月から導入されている日本版 401k 個人型を拡充すればよいとも言える。日本版 IRA との二本立てでは混乱すると言う意見もある。しかし本家の米国には IRA が 2 つある。それはトラディショナル IRA/Traditional IRA とロス IRA/Roth IRA である(\*前者が従来からある IRA で、後者が新しく出来た IRA で、「ロス」というのはデラウェア州上院議員 Roth 氏が提案したためそう付けられた)。日本版 401k 個人型だが、その「401k」と言う呼称はさておき、米国の従来からある IRA を参考に提唱されたものである。従来からある IRA は 401k よりも歴史があり 1974 年から存在する元祖・確定拠出年金だ。それが今、もう一つ出来た IRA と区別する為、トラディショナル IRA と呼ばれているもの。そして、導入が期待される日本版 IRA は、米国のもう一つの IRA、1998 年から導入されたばかりのロス IRA を参考に提唱された制度なのである。

新しいものが古いものにとって代わるのが世の常かもしれないが、実際はそうでもなく、米国ではトラディショナル IRA とロス IRA が加入者の意思により使い分けられている。年金受取時に通常所得が無くなりそう人はトラディショナル IRA で年金受取時に低税率を享受する機会が多く、年金受取時に今より通常所得がありそう人はロス IRA にして年金受取時に非課税を享受する機会が多い様である(\*アドバイザーなどにそう奨められている)。

日本版IRAと米国のIRA(トラディショナルIRAとロスIRA)

2013年6月10日現在  
国際投信投資顧問株式会社投信調査室作成

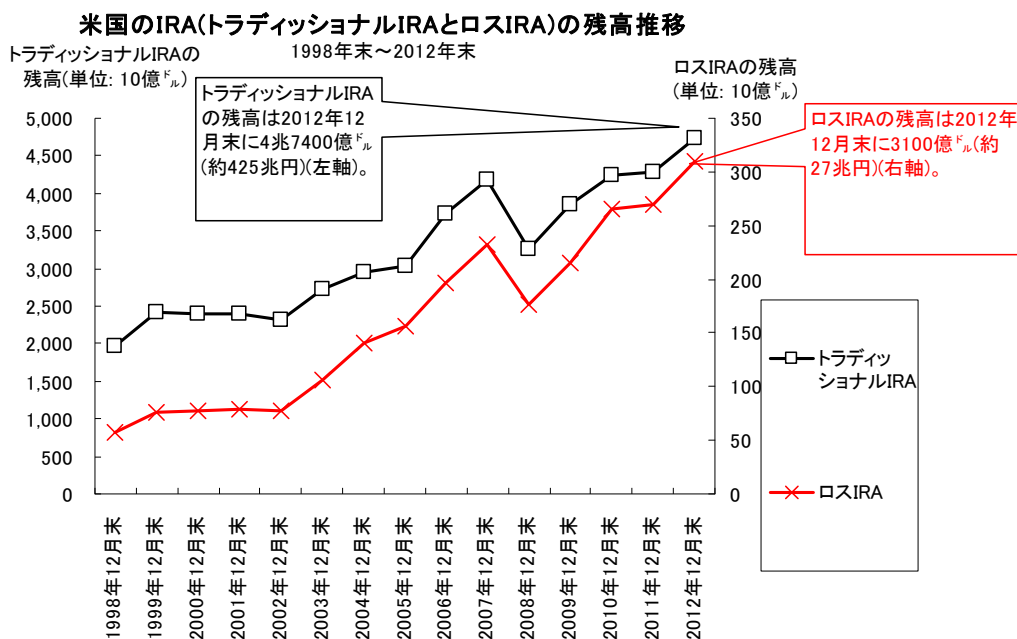
項目	 日本版IRA (個人年金貯蓄優遇税制)	 トラディショナルIRA/Traditional IRA (Traditional Individual Retirement Account、 個人退職勘定)	 ロスIRA/Roth IRA (Roth Individual Retirement Account、 個人退職勘定)
制度を利用可能な者	20歳以上65歳未満の居住者等 * <b>職業や所属企業の区別なく、一律に適用</b>	<b>70.5歳未満の収入のある居住者等</b> *主として年金プランのない自営業者等の為のものだが、年金プランのある従業員でも加入可(制限あり)	<b>年齢制限なしの収入のある居住者等</b> で、夫婦合算で16万 <sup>ドル</sup> (約1600万円)未満の所得(単身は11万 <sup>ドル</sup> 未満)
非課税対象	預金も含めた幅広い金融商品 * <b>拠出時課税(所得控除なし)</b> 、運用時非課税、 <b>受取時非課税</b>	預金、公社債、投信、株式、信託、保険等 * <b>拠出時非課税(所得控除)</b> ~高所得者は非課税でなくなる場合もあり ~、運用時非課税、 <b>受取時課税(通常所得)</b>	預金、公社債、投信、株式、信託、保険等 * <b>拠出時課税(所得控除なし)</b> 、運用時非課税(5年以上)、 <b>受取時非課税</b>
非課税投資額	毎年、120万円程度(毎月、10万円程度)を上限 *毎月積立と任意の時期に拠出する方法の両方を採用可	毎年、5500 <sup>ドル</sup> (約55万円)、50歳以上は6500 <sup>ドル</sup> (約65万円)を上限 *毎月積立と任意の時期に拠出する方法の両方を採用可 *401k積立金は転職時に移管可(ロールオーバーIRA)、*ロスIRAと合算	毎年、5500 <sup>ドル</sup> (約55万円)、50歳以上は6500 <sup>ドル</sup> (約65万円)を上限(2013年) *毎月積立と任意の時期に拠出する方法の両方を採用可 トラディショナルIRAと合算
投資可能期間	5年以上、60歳まで	70.5歳まで	5年以上
非課税期間	給付時まで	70.5歳の給付時まで	給付時まで
途中売却	原則60歳まで途中引き出し不可 *未使用分は翌年以降に繰り越すことが可、換金時に5年以内の運用益に遡及課税	原則70.5歳まで途中引き出し不可(70.5歳からは強制的引き出し) *死亡・障害時等、初回住宅購入(上限1万 <sup>ドル</sup> )、高等教育費用は引き出し可だが、それ以外で59.5歳未満であると10%のペナルティ課税	5年以上経過、59.5歳以上で引き出し可(70.5歳からの強制的引き出しなし) 加えて死亡・障害時等、初回住宅購入(上限1万 <sup>ドル</sup> )、高等教育費用、医療支出・保険料(制限あり)等でも引き出し可 それ以外で59.5歳未満であると10%ペナルティ課税
損益通算	不可	不可	不可
口座開設数	一人複数口座可(合計は上限以内)	一人一口座 *ロスIRAの口座は別に開設可(上限は合算される)	一人一口座 *トラディショナルIRAの口座は別に開設可(上限は合算される)
導入時期	検討中	1974年(企業型確定拠出年金の401kは1981年)	1998年1月1日 *ロスというのはデラウェア州上院議員(共和党)William Victor Roth氏(1921年~2003年)による提案のため

(出所: 日本の金融庁・厚生労働省・国民年金基金連合会、米国の内国歳入庁/IRSより国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

二本立てのIRAだが、米国では混乱はあまりなく、毎年の拠出額を見ると(\*401k 積立金からの移管等を除く)、トラディショナルIRAが140億ドル前後、ロスIRAが180億ドル前後と概ね同じ様な額で拠出が続いている(米投信協会/the Investment Company Institute, ICIより)。そして、トラディショナルIRAの残高が2012年12月末に4兆7400億ドル(約425兆円)、ロスIRAの残高が2012年12月末に3100億ドル(約27兆円)となっている。トラディショナルIRAの残高がかなり大きいのは歴史がまるで違うこと、そして米ベビーブーマー(1946~1964年生まれ)の退職で401k積立金からの移管(ロールオーバーIRA)がおきていることなどが原因である。

## 英国ISAと米国IRAの融合、日本版401k個人型拡充と日本版IRA導入への期待

今後、日本でも日本版401k個人型の拡充及び日本版IRAの導入によって、米国の様な個人型確定拠出年金の使い分けが行なわれ拡大していくかもしれない。さらに日本版ISAも加わり英国の様なISAと確定拠出年金の使い分けも行われ拡大していくかもしれない。これは英国ISAと米国IRA(トラディショナルIRAとロスIRA)の「融合」である。こうしたことによって、金融税制調査会で言われていた「1,500兆円の金融資産を活用するための本格的な貯蓄・投資促進税制」が「完成」、日本政府のめざす「約1,500兆円ある我が国家計金融資産について、自助努力に基づく資産形成を支援・促進し、家計からの成長マネーの供給拡大を図る」ことの達成可能性が高くなろう。その意味で、日本でも早期の日本版401k個人型拡充、そして、今ではあまり注目されなくなった日本版IRA導入に期待がかかる。



(出所: 米投信協会/ICIより  
 国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

### [参考ホームページ]

2013年6月3日付日本版ISAの道 その14」…「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/130603.pdf>」、  
 「日本再生戦略」…「[http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2/10.20120918\\_5.pdf](http://www.cas.go.jp/jp/tpp/pdf/2/10.20120918_5.pdf)」、金融庁の第2回金融税制調査会 議事次第…「<http://www.fsa.go.jp/singi/zeiseichousa/siryou/20100804.html>」、  
 厚生労働省…「<http://www.mhlw.go.jp>」、米国の内国歳入庁/IRS…「<http://www.irs.gov>」、  
 日本証券業協会「今後の社会構造の変化を見据えた証券税制等のあり方に関する懇談会」報告書…  
 「<http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaigi/chousa/syokenzeisei/>」、  
 米投信協会(the Investment Company Institute, ICI)…「<http://www.ici.org/research/>」。

以上  
 (投信調査室 松尾、窪田)

## 本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、国際投信投資顧問が作成したものです。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。なお、以下の点にもご留意ください。

- 本資料中のグラフ・数値等はあくまでも過去のデータであり、将来の経済、市況、その他の投資環境に係る動向等を保証するものではありません。
  - 本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
  - 本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。
  - 本資料に示す意見等は、特に断りのない限り本資料作成日現在の国際投信投資顧問 投信調査室の見解です。
- また、国際投信投資顧問が設定・運用する各ファンドにおける投資判断がこれらの見解に基づくものとは限りません。